

718	船員保険失業保険金支給決定通知書の送付誤りについて	福岡	総務課	H21. 9. 18	H21. 9. 24	平成21年9月18日支払いの船員保険失業保険金2件について、金額が同額だった支給決定通知書を互い違いに封入封緘し送付した。	必ず二人で封入物に間違いがないか確認の上郵送しているが、今回たまたま金額が同じであったことから振込通知書と決定通知書が別人となっているのを二人とも見落としてしまい誤送してしまった。振込通知書と決定通知書を送付する際は、二人で読み合わせを行い間違いがないように封入しているが、金額のみの確認で間違いがないと思い込んでしまい、二人とも名前の確認をしていなかった。	2名		0	A氏から決定通知書がB氏の名前になっていると電話連絡あり。B氏に電話確認し、A氏の決定通知書と入れ違いになっていることが判明。 本日A氏、B氏に連絡、こちらから出向き、謝罪の上、決定通知書を回収し、正しい決定通知書を本人に手渡すこととした。	今後、封入・封緘前に二人で振込通知書と決定通知書の読み合わせを行ったその都度セットで止める。その後、二人で封入・封緘の確認についても声をだして名前・金額の確認を行い、送付誤りを防止することとした。 (振込通知書と決定通知書をセットで止めることで、封入物の確認を行う際、取り出して振込通知書と決定通知書をよく見ないと確認できないため、より確実に点検できる)
719	国民年金納付記録に係る不正な事務処理について	鹿児島	総務課	H6. 3. 25	H21. 4. 23	平成21年4月23日に不適正な事務処理を行った職員(以下「行為者」)が、国民年金業務課職員に過誤納者整理票の取消依頼を行ったことから不適正な事務処理が発覚した。 行為者は、平成6年3月25日に、行為者の配偶者が国民年金に任意加入していなかった期間である昭和60年1月から昭和61年3月までの期間を任意加入した期間として資格記録を追加入力し、同月29日にこの期間に対し納付が伴わない納付記録を追加入力した。 平成21年4月21日及び22日にこの不適正な事務処理を元に戻すために、行為者の配偶者の住所変更、氏名訂正の処理を行い、平成6年3月に入力した資格記録の取消処理を行った。	行為者は、行為者の配偶者が昭和60年3月に第一子を出産した際に、配偶者が勤務していた事業所から出産手当金の請求について知らされておらずこれを受給できなかったことを理由に不適正な事務処理を行った。	1名		0	事実関係を調査し、当該職員等に対して懲戒処分等を行った。	9月7日に臨時の所長会議を開催し、以下のことを指示した。 今回の不適正な事務処理は、担当部署以外の総合相談室において国民年金業務の事務処理を行っていることから、事務局を含めた全職員の業務制限について、再点検を行い見直しを行うよう指示した。 全職員に対し、国家公務員倫理法、法令遵守等の研修と併せ、服務関係についても研修を実施し、再発防止に努めるよう指示した。 当該事象を周知し注意喚起を行い、管下社会保険事務所の職員に、年金管理について国民の皆様の大切な年金に関する記録を正確に作成し保管・管理するという使命感と、国民の皆様の信任を受けて業務を行うという責任感をもってその業務にあたることを再度徹底するよう指示した。
720	国民年金推進員による国民年金保険料の着服について	三重	伊勢	H20. 10. 10	H21. 10. 29	平成21年10月29日、被保険者が伊勢社会保険事務所に年金相談のため訪問された。窓口で国民年金の納付記録を確認したところ未納期間が10ヶ月あったため、その旨説明したところ、領収書があるので見てほしいと提出された。領収書と納付記録を照合すると、2か月分(18年9月、19年1月分)が領収書があるにもかかわらず記録が未納となっていた。	平成21年9月末で退職した元国民年金推進員(非常勤職員)が、戸別訪問により収納した国民年金保険料の一部を着服したことによる。	10名		410, 300	当該国民年金推進員にかかる平成20～21年度の全活動状況を整理し、接触した全被保険者の納付記録を精査し、被保険者に対し事実確認調査を実施した。着服した保険料については、遅延利息も含めて全額返還させた。	所長に今回の事務処理誤りについて厳重に注意を行った。また、全事務所長に対し今回の事務処理誤りの経過を話し、事務処理マニュアルに基づく適格な事務処理及び再度のチェック体制の強化を図った。
721	歳入金の海外療養費・移送費への流用について	埼玉	大宮	H21. 1. 15	H21. 2. 2	平成21年2月2日に、県内の被保険者から健康保険の給付費の一部だけしか支払われていないとの苦情があり、調査したところ、大宮社会保険事務所職員が、その一部を立替払いをしていることが判明した。 その後の調査で、平成21年2月10日に至り、当該職員は、事業所から徴収した社会保険料4,999,709円を国庫に払込まず、所内の金庫に保管し、平成21年1月15日に金庫から持ち出し、そのうち、380万円を立替払いに充て、残り約120万円を自宅で保管していたことが判明した。 なお、当該請求は老人保健扱いとして市町村に請求すべきものであった。	○当該課長は転勤に際し、未処理案件を後任へ引き継ぐことなく、平成21年1月15日に請求者からの催促に耐え切れず、窓口で事業所から領収した保険料を流用し、給付費の立替払いを行った。	1名		4, 997, 709	○2月5日、請求者に謝罪し、市町村に請求していただく旨説明した。 ○2月10日、当該課長から金庫から持ち出し流用した残金1,199,709円を国庫に納入した。 ○3月3日、請求者から返還された380万円を国庫に納入した。 ○4月21日、さいたま地検に業務上横領として告発状を提出した。	○2月20日、所長会議を開催し、事件の概要を説明し、再発防止について周知・徹底を図った。 ○3月6日、各所長に対し、 ①歳入関係に係る点検リスト(歳入の都度所長決裁を受けること、払込書に担当者印を押印すること等)を送付し、確認のうえ、報告すること ②不正事故防止及び収納事務取扱要領を徴収関係職員に配布・説明し、その結果を報告すること ③スタンプ領収機の管理責任者、収納責任者、窓口責任者の任免を適正に行うこと 等について通知し、再発防止について職員への周知・徹底を図った。
722	身分証明書等の紛失について	福井	福井	H21. 1. 24	H21. 1. 24	国民年金推進員が戸別訪問納付督促中に「身分証明書」「名札」「コンプライアンスカード」が入ったストラップケースを紛失した。 なお、督促経路を搜索するが発見できなかったため、督促地区を管轄する警察署へ「遺失物」の届出を行った。	戸別訪問督促中は、被保険者等から身分の確認を求められた場合に、すぐに提示できるように「身分証明書」「名札」「コンプライアンスカード」をストラップケースに入れ、首から掛けるストラップに付けて持ち歩いているが、上着等の着脱の際にストラップケースを落としたことにその場で気付かなかったため。	1名		0	○戸別訪問督促を6件終了した時(午前10時頃)に、身分証明等が入ったストラップケースを紛失したことに気が付き、督促経路や戸別訪問した被保険者宅を確認したが見当たらず。(1/24) ○事務所管理者に連絡し、督促地区を管轄する警察署に「遺失物」の届出を行った。(1/24)	<福井事務所> ○全職員に当該事象の発生を周知し、特に国民年金推進員及び特別推進員に対しては、戸別訪問督促時には、定期的に身分証明書等の有無を確認することを徹底した。 <事務局> ○総括危機管理対応者から事務所長に対して、当該事象の発生を周知し、身分証明書等の管理の徹底を指示した。 ○今回の紛失事故を踏まえ、国民年金推進員等にはストラップからストラップケースが外れない仕様に変更した。

723	徴収職員証票等の紛失について	大阪	大手前	H21. 2. 12	H21. 2. 12	交付要求受け入れの際に首下げフォルダー内の職員証、徴収職員証票、収入官吏章、歳入歳出外現金出納官吏票を弁護士に提示を行い弁護士事務所を出る。事務所へ帰庁した際にフォルダーを首から携帯していたが、退庁時に卓上において退庁し、翌日確認したところ首下げフォルダーだけが有り、格納していた職員証等が無くなっていた。	徴収職員証票等の管理について、業務時間内においては自らが管理していたものの、帰庁時に卓上に放置し嚴重な保管がされていなかったこと。	0	0	2月13日・14日に紛失した経過から事務室内を捜索するも見あたらないため紛失として次により対応を行なう。 2月14日 大阪府警東警察署へ遺失届を提出し受理される。 2月18日 職員証等の証票無効の公示を行なう。	平成21年2月16日事務所役職会議において、身分証に限らず書類等の管理について徹底するとともに、所長より紛失した者に注意を行なった。また、今後は、帰庁時等においては現金領収書等と同様に金庫に保管することで再発防止に努めることとした。
724	身分証明書等の紛失について	福井	福井	H21. 3. 24	H21. 3. 24	国民年金第一課職員が事務所1階相談室において、国民年金の加入相談対応後に「身分証明書」、「徴収職員証票・収入官吏章」、「名札」、「コンプライアンスカード」が入ったストラップケースを紛失した。	職員の相談対応中は、被保険者等から身分の確認を求められた場合にすぐ提示できるように「名札」をストラップ付のケースに入れ首から下げているが、当該事象が発生した職員は国民年金第一課の職員で本来は2階フロアーに在籍しているが、車椅子での相談対応と言う事で、1階フロアー内の相談室において対応した。相談者から名字の漢字を求められたため名札を提示した。従来よりケース内には名札、コンプライアンスカード、ケースとともに「身分証明書等」を収めて首から提げていたようであり、その後約3時間の相談を終え、2階の自席に戻ったところで、ケースがストラップからはずれていることに気がついた。その後、相談室及び事務所内の経路を中心として捜索を行ったが、発見できなかった。	1名	0	○担当課長に身分証明書を入れたケースの紛失を報告するとともに、課内について捜索する。 ○担当課長から庶務課長に報告し、庶務課長から担当課長を通じ事務所内の捜索をする。	〈福井事務所〉 ○全職員に身分証明書の紛失の発生を周知するとともに、ストラップケースには「名札」及び「コンプライアンスカード」以外入れないように周知した。 〈事務局〉 ○総括危機管理対応者から事務所長に対して、身分証明書の紛失の発生を周知するとともに、ストラップケースには「名札」及び「コンプライアンスカード」以外入れないように周知した。 ○今回の身分証明書の紛失事故を踏まえ、全職員の「名札」及び「コンプライアンスカード」を入れるケースがストラップから外れない仕様に変更した。
725	国民年金保険料の紛失について	福岡	東福岡	H21. 5. 30	H21. 5. 30	平成21年5月30日（土）東福岡社会保険事務所の国民年金推進員（非常勤職員）が、福岡市内において国民年金保険料を徴収するため戸別訪問中に、前日収納した保険料（102,610円・9名分）と当日収納した保険料（3,530円・1名分）の合計106,140円の入った布製袋を紛失したことが判明した。	国民年金保険料の入った布製袋は、カバンに収納し携帯していたが、カバンへの収納の確認を怠ったことによるものです。	10名	106,140	紛失当日と翌日、翌々日と紛失したと思われる場所を捜索したが、国民年金保険料が入った布製袋を発見する事はできず、平成21年6月1日警察に紛失届けを提出した。また、紛失した国民年金保険料106,140円は紛失した国民年金推進員が弁済し、平成21年6月1日国庫への払い込みを行った。	福岡社会保険事務局管内の全社会保険事務所に今回の事象を周知し、収納した保険料の保管について嚴重に取り扱うよう、別添運営課長通知を発し管理体制の確認と周知を徹底しました。
726	健康保険・厚生年金保険料の横領について	福岡	久留米	H16. 4. 27 他7回	H20. 10. 4	元久留米社会保険事務所徴収課職員が適用事業所から預かった健康保険・厚生年金保険の保険料の一部を国庫に納付せずに横領したものの。 判明契機：平成20年9月16日事業所へ保険料滞納金額の確認書類（債務承認書）を送付したところ、9月22日事業所より、送付された債務承認書と当社の領収控えと額が相違する旨連絡があった。9月29日当該事業所より領収証書の写しの送付を受け、久留米社会保険事務所で保管している領収済通知書等と内容突き合わせしたところ、金額の相違が確認され横領の疑いが生じた。	当時は、現金の受け取りから領収の手続き、領収証書の送付まで、全て一人の職員が行うことができるようになっていたこと、また、不正な領収済通知書等の作成を防止するための対策が取られていなかったことが原因である。	2事業所	350,000	10月6日より関係職員の事情聴取及び原因調査を行い、横領が疑われる金額を確定し、平成20年11月10日に久留米警察署へ福岡社会保険事務局長名により、告訴状を提出した。	「会計事務等の取扱い等について」（平成20年10月6日福岡社会保険事務局総務課長・運営課長事務連絡）を各社会保険事務所に発出し、また、「領収済通知書等の管理及び確認について（旧厚生保険特別会計分）」（平成20年12月11日福祉局文発第1211007号）を各社会保険事務所に発出し、職員等への周知徹底を図る等の再発防止策を講じた。具体的には、以下のとおり。 ①接客する窓口担当者とスタンプ領収機を使用して収納する収納責任者を別に置き、2名にて領収済通知書等の内容（金額）を確認して領収することとし、領収金額と領収済通知書等の相互確認を徹底することとした。 ②領収済通知書の管理を担当課長が行うよう徹底し、領収済通知書の作成リストと、処理結果リストを相互確認し、課長の決裁を受けることとしたこと。 ③現金領収及びスタンプ領収機の取扱いを嚴重に行うよう、県内社会保険事務所の体制を緊急点検し、徹底を図ったこと。

※この他、被保険者等の関係者から公表を差し控えるよう強く要請された事象が123件。

(1) 受付時の書類管理誤り…………… 0件
〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕

(2) 確認・決定誤り…………… 46件
〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕

(3) 未処理・処理遅延…………… 21件
〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、社会保険業務センターへの進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕

(4) 入力誤り…………… 24件
〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違い等、入力時の誤り〕

(5) 通知書等の作成誤り…………… 2件
〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕

(6) 誤送付・誤送信…………… 14件
〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕

(7) 説明誤り…………… 7件
〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕

(8) 受理後の書類管理誤り…………… 2件
〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕

(9) 事故等…………… 7件